

函館市企業局電停ネーミングライツ制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市電利用のお客様が電車停留場（以下「電停」という。）で電車をお待ちいただく環境を向上させるために、函館市企業局と電停ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）が電停ネーミングライツ（副呼称を命名する）制度を運用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(応募)

第2条 スポンサーに応募しようとする者は、申込書（様式第1）を公営企業管理者（以下管理者という。）に提出するものとする。

2 前項において、函館市企業局広告取扱に関する規程第6条による申込みの場合は、申込書（様式第1の1）を管理者に提出するものとする。

(スポンサーの決定)

第3条 管理者は、前条の規定による申込があった場合、これを審査し、適当と認めるものについて、当該電停のスポンサーとして決定し、前条第1項による場合は通知書（様式第2）を、前条第2項による場合は通知書（様式第2の1）を交付する。

2 前項に規定する審査は、函館市企業局広告審査会において行うものとする。

(決定の取消)

第4条 管理者は、スポンサーとして不適格と認めるときは、当該スポンサーの決定を取り消すことができる。

(スポンサーの役割)

第5条 スポンサーは、当該電停の副呼称を提案することができる。

2 スポンサーは、当該電停周辺の美化に努めるほか、乗客サービスに寄与する設備を設置し、企業局に寄贈するものとする。

(副呼称の使用)

第6条 副呼称は、次の各号に掲げるものに使用する。

- (1) 当該電停の電停名表示器に掲げる電停名
- (2) 車内放送における当該電停案内
- (3) 車内料金表示器における当該電停案内
- (4) 全ての電停および車内に掲げる路線案内図
- (5) 市電1日乗車券（紙製）
- (6) 市ホームページ内における路線案内図を表示しているページ
- (7) その他管理者が認める印刷物

（副呼称の使用開始）

第7条 制度要綱第6条第1号から第3号までの各号に規定する副呼称の使用開始日は、契約書に記載の日からとする。

2 同条第4号および第7号に規定する副呼称の使用開始日は、契約の日以降の最初に更新した日からとする。

（スポンサー料）

第8条 スポンサーは、管理者が定めるスポンサー料を納付しなければならない。

2 スポンサー料は、前納とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときまたは、特に納期を定めたときは、この限りでない。

3 既納のスポンサー料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（保証金）

第9条 管理者は、必要があると認めるときは、前条に定めるスポンサー料のほか、別に定める保証金を納付させることができる。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月11日から施行する。

様式第1の1（第2条第2項関係）

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

申込者住所

氏名

申 込 書

下記のとおり，電停ネーミングライツに申し込みいたします。

記

1 スポンサー住所・氏名

2 申込電停

3 希望副呼称

「 」 略称（3文字）「 」

4 希望契約日および契約期間

年 月 日より 年間

5 寄贈物品等の名称

6 乗客サービスに係る提案

担当者氏名

電話番号

様式第2（第3条関係）

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

通 知 書

年 月 日付け，申し込みのあった電停ネーミングライツにつきまして，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 電停名
- 2 決定副呼称
- 3 副呼称使用開始日

以上

様式第2の1（第3条関係）

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

通 知 書

年 月 日付け，申し込みのあった電停ネーミングライツにつきまして，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 スポンサー住所・氏名
- 2 電停名
- 3 決定副呼称
- 4 副呼称使用開始日

以上